

新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)

最長
3年

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農時に 50 歳未満の認定新規就農者に対し、
一人あたり年間最大 **165 万円** を交付します

<交付内容>

※予算の範囲内で交付

- ◇ 交付額 年間最大 165 万円 (予算の範囲内)
- ◇ 交付期間 最長 3 年間
- ◇ 交付方法 市町 (農業関係部署) から支給

<主な交付要件>

- 1 独立・自営就農^{*1} 時の年齢が、原則 50 歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に基づく青年等就農計画の認定を受けた者であること
- 3 地域計画のうち目標地図に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 生活費の確保を目的とした国の他の事業の給付等を受けていないこと
- 5 原則、前年の世帯 (親子及び配偶者) 所得が 600 万円以下であること
- 6 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること
- 7 農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること

※：独立・自営就農の定義については、最寄り市町までお問合せください。

<交付停止・返還等>

- 1 農業経営を中止、休止した場合
- 2 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
- 3 適切な農業経営を行っていない場合
- 4 前年の世帯所得が 600 万円を超えた場合
- 5 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

<募集期間・お申込先>

◇募集期間

最寄り市町の農業関係部署までお問合せください。

◇お申込先

最寄り市町の農業関係部署

<問合せ先>

◇最寄りの市町農業関係部署

お手数ですがHP等にて御確認をお願いします。

◇最寄りの農林事務所

賀茂農林事務所	企画経営課(下田市)	TEL	0558-24-2076
東部農林事務所	生産振興課(沼津市)	TEL	055-920-2158
富士農林事務所	生産振興課(富士市)	TEL	0545-65-2194
中部農林事務所	生産振興課(静岡市)	TEL	054-286-9023
志太榛原農林事務所	生産振興課(藤枝市)	TEL	054-644-9214
中遠農林事務所	生産振興課(磐田市)	TEL	0538-37-2269
西部農林事務所	生産振興課(浜松市)	TEL	053-458-7212

◇県庁窓口

静岡県経済産業部農業局 農業ビジネス課 担い手育成・支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-2712

E-mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

県ホームページ →

